

# 文化財修理及び防災事業 (文化財保護事業補助金)

文化財・生涯学習課

## 1 事業目的

文化財の管理は、文化財の所有者が行うが、修理・防災事業には多額の費用を要するため、国、県、市町村が役割分担し、文化財所有者を支援することで、文化財を安定的・継続的に保護・継承するとともに、その活用を図る。

## 2 事業内容

### (1) 補助対象文化財

国指定文化財及び県指定文化財。

県は、県指定文化財への補助を主に行い、国指定文化財に対しては、国の補助に併せて県が上乗せ補助を行う。

### (2) 補助対象事業

文化財の管理、修理、復旧等の保存及び活用に要する事業

➤災害等による文化財の損害を防ぐため、防災、防火、防犯に関する事業も対象

### (3) 所有者の負担軽減

個人や団体等の所有者の財政力及び事業規模に応じ補助率を設定。

指定	所有者	主な補助対象事業	国補助率	県補助率
国	市町村	○建造物の修理、防火・防災対策 ○美術工芸品の修理、防火・防災対策	50%	3% (上乗せ)
	市町村以外	○史跡の修理、復元整備 ○記念物保存活用計画の策定	50~85%	3~7.5% (上乗せ)
県	市町村	○祭り等無形民俗文化財で使用する屋台、 用具等の修繕、更新	/	1/3
	市町村以外	○文化財の公開や活用		1/3、1/2、2/3

### (4) 令和2年度補助事業 (46件 8000万円)

(国指定) 35件

- ・重要文化財「旧三笠ホテル」(軽井沢町)半解体修理工事
- ・国宝「松本城天守」(松本市)消火設備更新工事

(県指定) 11件

- ・県宝「光前寺三重塔」(駒ヶ根市)屋根葺替工事
- ・県宝「里山辺お船祭のお船」(松本市)解体修理工事

## 3 令和2年度予算額 8000万円